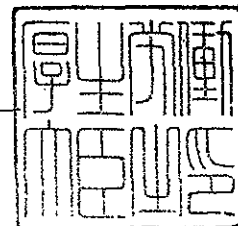


厚生労働省発能第0325001号  
平成20年3月25日

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、  
貴会の意見を求める。

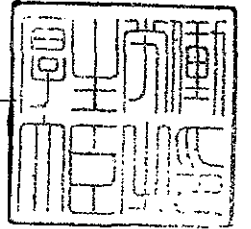
職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 一 普通課程の職業訓練を実施する際の標準を示している別表第二のうち、電気・電子分野の訓練科について、教科の科目、時間配分等の見直しを行うとともに、新たな訓練科を設けること。
- 二 新たに設ける訓練科について、当該訓練科とこれを担当するために必要な職業訓練指導員免許の職種との対応関係を別表第十一に定めること。
- 三 その他所要の経過措置を定めること。
- 四 この省令は、平成二十年四月一日から施行するものとする。

厚生労働省発能第0325002号  
平成20年3月25日

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、  
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 長期課程の指導員訓練を実施する際の基準を示している別表第八の訓練科、教科の科目等の見直しを行うこと。

二 長期課程の指導員訓練を修了した者が取得できる免許職種を改めること。

三 専門課程の職業訓練を実施する際の標準を示している別表第六に新たな訓練系訓練科を設けること。

四 その他所要の経過措置を定めること。

五 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。